

負債・持分の区分問題の論点整理

引 地 夏奈子

I. はじめに

資本取引・損益取引の区分は、20世紀の初めの米国において、会計基準が存在しない状況において、利益測定などに関する多くの問題に対応しなければならないとの現実的必要性から盛んに論じられてきた。さらに大恐慌跡の1930年代になると、会計基準設定運動を現実的な背景として、資本取引・損益取引の区分が盛んに論じられた。その後、第二次世界大戦後の米国では、会計主体論争が展開され、さまざまな学説が乱立したが、これは企業間の相違を理論的背景にしたものであった。

日本においても従来、とりわけ企業会計原則や商法におけるさまざまな項目の取扱いについて、資本取引・損益取引の区分が盛んに論じられ、また、米国での会計主体論争の影響を受けて、日本でも会計主体について盛んに論じられた。

この時代までの資本取引・損益取引の区分に関する議論は、いずれも収益費用アプローチを理論的背景としたものであった。したがって、負債・持分の区分について真正面から論じられることはあまりなかった。

しかし、負債として計上されるべきものが負債として計上されず、負債とは認められないものが負債として計上されるという点において、どちらかといえ

ば収益費用アプローチに依拠した従来の会計実務に対する問題提起がなされ、それ以降会計に関する考え方が収益費用アプローチから資産負債アプローチへと徐々にシフトしてくると、それに伴い、負債・持分の区分が問われるようになった。

しかし、現実には負債・持分の区分が重要な会計問題としてクローズアップされるようになったのは、金融・証券市場において、株式のような性質を持つ社債や、社債のような性質を持つ株式などのように、負債と持分の区分が不明瞭な金融商品が多数登場したことに基因する。それを現実的背景として、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASB）や国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB）といった会計基準設定主体では、こうした金融商品の会計処理に取り組む必要性が生じてきた。しかし、負債・持分の区分に関するFASBやIASBの会計基準（FASBが公表している会計基準体系、およびIASBが公表している国際会計基準第32号（以下、IAS32）等）は、現在、非常に複雑なものになってしまっている。

日本では、こうした負債・持分（純資産、株主資本）の区分については、会計基準設定上は、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」や企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を基に議論がなされるが、制度上は、負債・持分の区分を決めるのは基本的に法的要件であることから、負債・持分の区分については、ほとんど議論されることがない。

しかし、資本取引・損益取引の区分については、利益計算と密接に関わる課題であり、最近でも資本取引・損益取引の区分に関する会計基準上の変更がなされている。すなわち、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」では、支配を喪失しない場合の親会社持分の変動取引において、持分増減額と投資増減額の差額を、従来は外部株主との取引として、子会社株式の追加取得時にはのれん、または負ののれんの増減として、子会社株式売却時には売却損益の修正としていたものを、非支配株主の資本取引として処理し、資本剰余金の増減とするように改めている。

本論文では、このような状況から、負債・持分の区分および資本取引・損益取引の区分を検討する際に明らかにすべき論点を整理する。

Ⅱ. 負債・持分の定義およびその組み合わせに関する問題

(1) 定義について

①負債の定義

負債は、記帳・帳簿締切の結果貸借対照表に生じる貸方項目のうち資産の減少ではないもの¹と簿記手続の側面から定義される場合もあるが、この場合は負債を持分と区分して定義する必要はなくなる。

あるいは、企業それ自体を会計主体とみなす純粋エンティティ説²からは、債権者および株主は外部者となり、彼らが行った資金提供は、外部者の資金源泉として、事実上すべて負債として扱われる³。ここでは、「資産＝資金源泉⁴」の関係を提示したうえで、資産から債権者の資金提供部分と株主の資金提供部分を控除した部分を、エンティティの持分とする⁵。そのため、事実上の負債、つまり、外部者の資金源泉と、持分、つまり、エンティティが稼得した部分は区分される⁶。このうち、外部者の資金源泉にあたる部分が、事実上負債となる。

一方、負債を消極的財産⁷として資産に対する請求権⁸と定義する場合もある

1 American Institute of Accountants Committee of Terminology(1953)par.27.

2 詳しくはAnthony, R.N(1984)

3 佐藤(2003) 52-53頁。

4 Anthony, R.N(1984)p.77.

5 Anthony, R.N(1984)p.78.

6 このうち、エンティティが稼得した部分を、株主のためにエンティティが稼得した部分とみなして、株主の資金提供部分に含めしまうと、貸借対照表の貸方は、債権者の資金提供部分と株主の資金提供部分といった、外部の資金源泉のみから構成される。その際は「資産＝外部の資金源泉、つまり負債」という関係が成り立つ。ただし、エンティティが稼得した利益がエンティティによる資金源泉にならないというのは、違和感が残る可能性がある。資金提供者から独立したエンティティを重視し、資金提供者をすべて外部資金源泉とみなすのが純粋エンティティ説であるのに、エンティティの持分が存在しないというのは、この純粋エンティティ説を支持する者には受け入れがたいと考えられる。

7 Sprague(1908)p.49.

8 Sprague(1908)p.20.

し、法的債務と定義する場合⁹や、経済的便益の犠牲を伴う義務と定義する場合¹⁰もある。また、持分に合致しない請求権として消極的に定義される場合¹¹もある。これらの定義においては、負債は持分とは別個に定義される。

負債を持分とは別個に定義する場合には、この他にも、「経済的義務と、義務ではないが一般に認められた会計原則（GAAP）によって計上される繰延収益¹²」あるいは、経済的義務と収益費用対応の必要性から計上される項目（ある種の繰延収益ないし引当金）¹³のように、実務上の負債の範囲を説明しようとしたものもある。しかし、これらの定義は、現行実務における負債の範囲を説明しようとするあまり、「経済的義務（支払義務）」とその他」といったように、単一の概念で負債を説明することに成功しておらず、「負債に含まれる項目に共通する特徴を十分に説明できていない¹⁴」。したがって、これらの定義は、概念規定としては論理的に成立しない。

このように、負債の定義には様々なものがあるが、負債を持分と区分して定義する場合は、大別すると、持分に該当しない項目として消極的に定義するもの¹⁵と、法的債務¹⁶や経済的義務¹⁷というようにふさいとしての性質を捉えて積極的に定義するものがある。

上記を整理したものが、表1である。

9 Hatfield(1908)p.14、AAA(1948)p.342.

10 Kerr(1984) p.75、FASB(1985)par.35、IASB(2015)par.4.24、ASBJ(2006)第3章第5項。

11 FASB(1990)par.209、FASB(2007) par.27.

12 APB(1970)par.132.

13 FASB(1976)par.149.

14 池田(2010)25頁。

15 FASB(1990)par.209、FASB(2007)par.27.

16 AAA(1948)p.342.

17 Kerr(1984)p.75、FASB(1985)par.35、IASB(2015)par.4.24、ASBJ(2006)第3章第5項。

表1 先行研究に見られる負債の定義

定義	主な出典
記帳・帳簿締切の結果貸借対照表に生じる貸方項目のうち資産の減少ではないもの	American Institute of Accountants Committee of Terminology (1953) par.27
外部者（債権者、株主）の資金源泉	Anthony (1984) pp.76-78
資産から持分を控除した残余	FASB (1990) par.209、FASB (2007) par.27
消極的財産（資産に対する請求権）	Sprague (1908) p.20
法的債務、債権者の請求権	Hatfield (1908) p.14、AAA (1948) p.342
経済的便益の犠牲を伴う義務（およびその同等物）	Kerr (1984) p.75、FASB (1985) par.35、ASBJ (2006) 第3章第5項、IASB (2013) par.2.11、IASB (2015) par.4.24
経済的義務と義務を示さないがGAAPで認められている項目（繰延収益）	APB (1970) par.132
経済的義務と、収益費用対応の必要性から計上される項目（ある種の繰延収益ないし引当金）	FASB (1976) par.149

また、負債を経済的義務と定義した場合、定義の中に「予想される (expected)¹⁸⁾」あるいは「可能性の高い (probable)¹⁹⁾」などといった発生可能性に関する文言を明記するかも論点となる。例えば、「過去の事象から発生した当該エンティティの現在の義務であり、これを決裁することにより経済的便益を包含する資源が当該エンティティの現在の義務であり、これを決済することにより経済的便益を包含する資源が当該エンティティから流出する結果になると予想されるもの²⁰⁾」という2010年のIASBの定義では、「予想される」という文言が負債の定義に明記されており、また、「過去の取引又は事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡したり、または用益を提供したりしなければならぬ現在の義務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲²¹⁾」という1985年のFASBの定義では、「発生の可能性の高い」という文言が負債の定義に明記されている。これに対し、2015年のIASBの負債の定義では、

18 IASB (2010) par.4.4.

19 FASB (1985) par.35.

20 IASB (2010) par.4.4.

21 FASB (1985) par.35.

そうした発生可能性に関する文言は見られない。負債の定義における発生可能性の扱い²²は、引当金等の扱いにおいて問われるとともに、資産引渡の発生確率によって転換社債型新株予約権付社債を負債か持分のいずれかにする会計処理が提案されていることから²³、検討を要する課題であるといえる。もし発生可能性の高低に関係なく負債を認識するのであれば、資産引渡の発生確率の高低によって負債か持分かを定める会計処理方法は、選択肢から外れると考えられる。

②持分の定義

一方、持分、またはそれに類する概念の定義にも様々なものがある。持分、またはそれに類する概念には、「所有者請求権 (proprietorship)、正味所有者請求権 (net proprietorship)、持分、所有主持分、残余持分、純資産といったように²⁴」様々な用語が当てられてきた。しかし、持分およびそれに類する概念が示す意味は、文献によって異なっている。

エンティティ説を採用すると、「資産＝諸持分 (Equities)」となるが、ここで想定されているのは、エンティティとその経営者を資金提供者の代理人とみなし、債権者も株主も内部資金源泉として、彼らの請求権をすべて持分と捉える「代理人的エンティティ説」である²⁵。この場合は、負債は持分と切り離して定義する必要はなくなる。

また、Vatterが主張したファンド説では、「資産＝諸持分」の関係を想定しつつ、諸持分を「ファンドにおける資産に対する拘束²⁶」と定義する。

22 もし負債の定義に発生可能性に関する記述がなく、または認識基準においても発生可能性に関する記述がなければ、発生可能性の扱いについては、2つの方向性が考えられる。1つは、発生可能性の高低に関係なく、全ての資産引渡義務を認識しなければならず、発生可能性の高低は認識ではなく測定において考慮されるべき要素とする方向性である。もう1つは、概念フレームワークにおける負債の定義や負債の認識基準では発生可能性に言及しないが、発生可能性については会計基準設定の際に考慮すべき要素とする方向性である。

23 Kerr(1989) p.46、AARF(1992) Appendix, par.27. 資産引渡しの発生確率が高ければ負債にするが、資産引渡の発生可能性が低ければ持分とする方法が提案されている。

24 Kerr(1989)p.14.

25 佐藤(2003)53頁。

26 Vatter(1947)p.21.

持分と負債とは区分して定義する場合、持分またはそれに類する概念の定義には様々なものがある。資産から負債を引いた単なる残余としてそれ以外の意味を持たせない定義は、ASBJの概念フレームワークが純資産の定義として採用している。

多くの論文は、資産から負債を引いた残余で、かつ株主の請求権という意味を与えている。株主の請求権といった場合、通常は株主の請求権²⁷を想定している²⁸。ASBJ概念フレームワークの株主資本の定義²⁹も、株主の請求権を意味している。これに対し、株主の範囲を最劣後請求権者に限定するものもある。これによると、最劣後の請求権者が会計主体であり、彼らが会社に有する請求権が持分となるが、それは残余請求権であり、「持分＝資産－負債－優先株主持分」という算式で示される。

しかし、エンティティ説の中には、資産から負債を引いた残余を会社のものとみなす見解もある³⁰。

また、資産から負債を引いた残余のうちの一部が株主に帰属し、残りの一部が会社に帰属するという見解もある³¹。例えば、株主が払い込んだ拠出資本が株主の請求権で、留保利益が会社の請求権であるとする見解³²がある一方で、その逆に株主が払い込んだ拠出資本が会社の請求権で、留保利益が株主の請求権であるとする見解³³がある。

持分を負債から独立に定義し、負債を残余とする見解もある。そこでは、普通株主の請求権³⁴、最劣後請求権者の請求権³⁵、損失を負担する請求権³⁶などを持

27 株主の会社に対する残余請求権は、株主にとっては、自らの財産でもある。

28 Sprague(1908)pp.52-57、Hatfield(1918)pp.2.28、FASB(1985)pars.49、60、IASB(2015)par.4.43.

29 ASBJ(2006)第3章第7項。

30 Seidman(1956)p.68.

31 染谷・武田(1971)16-22頁。

32 番場(1968)66頁。

33 西村(1961)65-74頁、76-77頁。

34 Ohlson and Penman(2005)pp.26-27.

35 FASB(2007)pars.18-19.

36 PAAinE(2008)par.7.6.

分とするものものあれば、株主と同等のリスクを負う項目を持分とする考え方³⁷もある。普通株主と参加的優先株主の請求権を持分とする見解³⁸や、投票権を持つ請求権を持分とする見解³⁹などもある。

IASBやFASBが提案した無期限アプローチでは、決済要求がなく、かつ、当該金融商品の保有者が清算時に企業の純資産の比例的取り分に対して請求権を有する金融商品を持分とし、また、発行者のオプションで償還される金融商品も持分とするものであり、それ以外の項目は負債とする⁴⁰。決済要求がないことを持分たる条件にするのは負債概念の適用とみられるが、保有者が清算時にエンティティの純資産の比例的取り分に対して請求権を有する金融商品を負債ではなく持分とするのは、そもそもこうした金融商品が負債の定義を満たしてしまうことから、何らかの持分概念を想定し、それ以外を負債にすることが前提にある。

また、2009年にFASBが提唱したアプローチ4においては、劣後的で、かつ会社が事業活動を中止して全資産を分配する場合を除けばエンティティが分配を強制されない金融商品を持分とし、さらに、会社の清算や破産、分配、取引への関与の中止、エンティティの活動に対する参加の中止、株主やパートナーやその他の参加者の一部の退出といった事象によって償還されるような請求権は持分とし、一方、上述の償還の理由以外によって、特定時期に、または発生を回避できない特定事象の発生時に、支払を必要とする金融商品は負債とする⁴¹。このアプローチは、特定の場合を除けば、資産引渡義務を負わないことをもって持分とすることを基礎としていることから、資産引渡義務という負債の定義を重視していると考えられ、負債確定アプローチを原則としている。しかし、協同組合の出資金やパートナーシップ権益などのように、資産引渡義務があるものを負債にしないで持分にする点は、持分確定アプローチに依拠している。よって、アプローチ4は、負債確定アプローチと持分確定アプローチが

37 FASB(2000)par.168、FASB(2003)pars.36-39、FASB(2005)pp.5-6.

38 FASB(1990)par.188.

39 FASB(1990)par.193.

40 FASB(2009)pars.3-6.

41 FASB(2009)pars.4-10.

混在しているといえる。

ただし、これら無期限アプローチやアプローチ4が、持分概念を規定しているかという疑問が残る。これらの提案は持分を概念規定しているというよりは、持分の範囲を提示しているだけと考えられる。これらの提案では、出資者の請求権に該当すると考えられるもの、またはそれ以外で資産引渡義務のないものを、持分にしていると見られる。というのも、無期限アプローチで持分になる「清算時に企業の純資産の比例的取り分に対して請求権を有する金融商品⁴²⁾」や、アプローチ4で持分になる「会社の清算や破産、分配、取引への関与の中止、エンティティの活動に対する参加の中止、あるいは株主やパートナーやその他の参加者の一部の退出といった事象によって償還されるような請求権⁴³⁾」とは、出資者の請求権を指しており、よって、出資者の請求権を持分にしていると見える。そして、それ以外のものは資産引渡義務がないことをもって持分とすることから、持分概念を「出資者の請求権、またはそれ以外で資産引渡義務のないもの」と定義していると見えるが、単一の説明で持分の性質を説明することはできていないため、持分の概念規定としては不十分である。

以上を踏まえ、持分の概念について整理したものが表2である。

表2 先行研究に見られる持分（またはそれに類する概念）の定義

定義	主な出典
資産から負債を引いた、単なる残余とするもの	ASBJ(2006)第3章第6項(純資産の定義)
資産から負債を引いた残余で、かつ株主(所有者)の請求権という意味を与えているもの	Sprague(1908) pp.52-57、Hatfield(1918) pp.2,28,50、Staubus(1961)p.19、FASB(1985)pars.49,60、ASBJ第3章第7項(株主資本の定義)、IASB(2010)par.4.4、IASB(2015)par.4.43など
貸借対照表の貸方全体を示すもの(資金源泉、請求権、資産に対する拘束など)	Vatter(1947)p.19.
資産から負債を引いた残余で、会社の請求権とするもの	Seidman(1956)p.68

42 FASB(2009)pars.3.

43 FASB(2009)par.7.

資産から負債を引いた残余で、一部を会社の請求権、一部を株主の請求権とするもの	高松(1969)188頁、192-193頁、渋谷・武田(1971)16-22頁。
資産から負債を控除した残余とは定義せず、株主リスクを負う項目とするもの	FASB (2000) par.168、FASB (2005) pp.5-6.
資産から負債を控除した残余とは定義せず、最劣後請求権者の請求権とするもの	Ohlson and Penman (2005) pp.26-27、FASB (2005) par.19.
資産から負債を控除した残余とは定義せず、普通株主と参加的優先株主の請求権を持分とするもの	FASB (1990) par.18.
資産から負債を控除した残余とは定義せず、投票権を持つ請求権を持分とするもの	FASB (1990) par.193.
資産から負債を控除した残余とは定義せず、損失を負担する請求権とするもの(損失吸収アプローチ)	PAAnE (2008) par.7.6.
出資者の請求権、またはそれ以外で支払義務のないもの	FASB (2009) pars.3-6(無期限アプローチ)、FASB (2009) par.4.7.9(アプローチ4)

③どの定義を採用すべきか

負債および持分の定義としてどれが最適であり、どの案を採用すべきかは、会計の利益計算構造の全体像の関係で決定すべきである。その際には、会計主体についても検討する必要がある。

例えば、負債と持分の区分を放棄することを主張する論文においては、エンティティ説を基礎としていることが多い。その中には、情報提供の観点より、負債と持分の線引きを利用者に委ねるべきとするものもある⁴⁴。

一方、負債と持分を区分する必要があるとする見解では、資本主説やそのバリエーションである代理人説を前提にすることが多い。これらの学説では、所有者としての株主の請求権を重視するため、それを負債とは区分して計算しなければならない。ゆえに、会計主体に関してこれらの学説を前提にすると、負債と持分は区分しなければならない。情報提供の観点からも、負債と持分は区分する必要があるという研究もある⁴⁵。

44 Kimmel and Warfield(1993)pp.33-41.

45 Clark(1993)pp.15-26.

(2) 定義の組み合わせ方の問題

負債・持分の区分に係る方法は、負債・持分の定義とその組み合わせによって決定される。こうした区分の方法を整理したものが表3である。

表3 負債と持分の区分方法の類型

区分の種類		主な出典
1 区分説		Vatter (1947)、Kimmel and Warfield (1993)
2 区分説	負債確定アプローチ	Kerr (1989)、FASB (1985)、IASB (2010)、IASB (2015)
	持分確定アプローチ	Ohlson and Penman (2005)、FASB (2007)、徳賀 (2014)
	負債確定アプローチと持分確定アプローチの併用	FASB (2003)、IASB (2013)、IAS32
	2 連携アプローチ	ASBJ (2006)
中間項目説	3 区分アプローチ	Iserf (2009)
	3 区分アプローチ、負債確定アプローチおよび持分確定アプローチの併用	ASC (SEC登録企業に対する規定)
	4 区分アプローチ	AAA、FASC (1999) (2001)

負債と持分を同じ次元のものと定義し、両者の区分を行わない場合は、貸借対照表の貸方は1つの区分しか存在しない。1区分説をとる場合、会計主体論におけるエンティティ説を前提にすることが多く⁴⁶、「資産＝諸持分 (equities)」とするか⁴⁷、または「資産＝負債」とする。

多くの論者や会計基準設定主体は、2区分説を採り、負債と持分を区分して定義することを前提に議論をしている。この場合、貸借対照表の貸方には2つに区分される。2区分説にも様々なバリエーションがあり、負債を定義して持分を残余とする負債確定アプローチと、持分を定義して負債を残余とする持分確定アプローチのほかに、項目によって負債確定アプローチと持分確定アプローチを使い分ける併用アプローチや、連携関係を2つ用意して持分概念を2通り用意する2連携アプローチもある。

46 Kimmel and Warfield(1993)pp.33-41.

47 Paton(1922)p.77、FASB(1990)par.222. ただしPatonは、貸借対照表の貸方を区分してはならないといっているわけではなく、諸持分(Equities)を債権者持分と株主持分に細分化している。

IASBやFASBの概念フレームワークは負債確定アプローチを採っているが⁴⁸、実際の会計基準であるIAS32や米国基準では、必ずしも負債確定アプローチを採用しておらず、項目によってはかつてのFASB基準書第150号や現在のIAS32のように持分確定アプローチを部分的に採用した併用アプローチを適用した会計処理が規定される場合もあれば、現在の会計基準体系（Accounting Standards Codification, ASC）のように中間項目説⁴⁹のうち3区分アプローチを部分的に用いている場合もある。一方、Ohlson and Penman（2005）やFASB予備の見解などは、持分確定アプローチを採っている。

また、ASBJは2連携アプローチを採り、連携関係を2つ設定し⁵⁰、資産から負債を引いた金額を純資産としてその変動を包括利益とする連携関係と、株主資本以外の項目を損益取引の基礎となる項目とする連携関係の2つを1つの貸借対照表で組み合わせて表示している⁵¹。この場合は、包括利益と純資産の連携からみれば、負債と純資産の2区分説（負債確定アプローチ）であるが、株主資本と純利益の連携からみれば、負債、株主資本、および純資産のうち株主資本でないものにと3区分され、事実上の中間項目が発生する。

しかし、2区分説では不十分とも考えられ、その場合、負債と持分の他に、両者の中間項目を定義すべきであるとする中間項目説を採る。中間項目説を採る場合、貸借対照表の貸方は3つ以上に区分される。Melcher⁵²やIsertなどは3

48 FASB(1985)par.35, par.49、IASB(2010)par.4.4.

49 ASCの本来の規定では、償還義務を負う株式や非支配株主持分などを負債とするが、一部項目については、当該規定の適用は延期されている。その場合、SEC登録企業では、負債ではなく一時的持分（temporary equity）として表示する。一時的持分のカテゴリーは「準持分」と位置づけられることから、ASCはSEC登録企業については中間項目説を採用していると解される。一方この規定はSEC登録企業に対するものであり、SEC未登録企業には適用されない。

50 徳賀(2007)199頁。

51 ASBJ(2006)第3章、6-7項。

52 Melcherが提唱する中間項目は「条件付持分金融（contingent equity financing）」と呼ばれ、「株主持分は現時点での発行済株式の所有者権益（ownership interests）を表す」ので、それ以外の項目が負債となり、「条件付持分金融は企業の負債を示すが、その負債は単一ではない」としていうことから、条件付持分金融はFASB（1990）par.2178でいう「準負債」と位置づけられる。

区分アプローチを採り、中間項目を1つ設置することを主張するが、米国会計学会（AAA）の財務会計基準委員会（FASC）は4区分アプローチを採り、中間項目を2つに分けることを主張している。中間項目を表示のためのカテゴリールとみるならば、利益計算上それを負債または持分と位置づける必要があるが、中間項目説の意図が明確な持分と明確な負債を示すことにあるとするならば、利益計算上は持分確定アプローチを用いつつ、表示のうえでは中間項目を設置することになる。

一方、米国基準は、負債確定アプローチと持分確定アプローチに加えて、中間項目説も併用されていることになるが、この場合は結果的に負債、持分、中間項目の3区分になる。

そして、持分の定義を適用する際には、利益計算の必要上、持分の変動を資本取引と損益取引に区分する必要が生じる。ここに、負債・持分の区分と、資本取引・損益取引の区分を合わせて検討する必要性が導き出される。そして、そのためには、負債および持分の定義に加え、資本取引と損益取引の定義を検討する必要がある。

Ⅲ. 資本取引・損益取引の定義とその組み合わせに関する問題

資本取引・損益取引の定義については、これまでに多くの考え方が提示されてきた。寫村（1985）では、会計学文献における資本取引・損益取引の区分、拠出資本・留保利益の区分、あるいは資本剰余金・利益剰余金の区分の方法には、①取引源泉で区分するもの、②「資本の評価過程であるかどうか」によって区分するもの、③資本の利用活動か調達活動かによって区分するもの、④維持拘束性と処分性を重視するもの、⑤資本の帰属先で区分するもの、および⑥企業体の性格を重視したうえで企業体とか利害関係者といった源泉で区分する、といったように様々なものがあるとまとめている。

①は、取引の源泉ごとに資本取引と損益取引を区分する。新井（1965）（1975）では、「株主の出資によるもの」を「払込資本」、「資産の評価替えによるもの」

を「評価替資本」、「贈与によるもの」を「受贈資本」、および「営業活動によるもの」を「稼得資本」としている⁵³。これについて黒澤（1982）では、前3者の資本を生じさせる取引をすべて資本取引としている⁵⁴が、新井（1975）では、資本取引を株主の出資によるものに限定するとの立場をとっている⁵⁵。

②の考え方を採った文献として、山下（1964）がある。ここでは、資本取引は「資本金の評価過程を伴って実現する資本金の増減取引⁵⁶」とされている。ここで、「資本取引として規定される資本金の評価は、…2つの異なる方法を通じてみられる。一は自己株式の発行ないし回収という形式を通じ、したがって、そこでは株式の市場評価過程を媒介として。他は固定資産再評価の形式を通じて、したがって、そこで資本金評価の手段としての固定資産再評価を具体的にを行うことによって⁵⁷」行われるとされている。その結果、このような評価過程を伴わない取引は損益取引ということになる。

③の考え方をとった文献として、阪本（1984）がある。ここでは、「剰余金はその発生源泉によって、資本としての投資行為から生まれたものと、投下資本の利用活動から生まれたものとに、区分される。企業の自己資本の調達・変換等に関連する財務活動が、すなわち資本取引であり、資本剰余金を生む源泉である⁵⁸」とされている。一方、「投下資本の利用活動」たる「営業活動および営業外活動」から生じる取引は、損益取引となる。

④の見解では、維持すべき資本と処分可能な資本の区分を重視する。この見解では、「資本取引の結果の剰余たる資本剰余金を維持されるべき資本とし、損益取引によって資本部分を維持回収すれば、その剰余部分は処分の対象となりうるために、利益剰余金は処分の対象とされ、資本剰余金は処分してはならぬ⁵⁹」とする。「企業会計原則は企業の…社会的給付機能を継続するための活動基金と

53 新井(1965)47-49頁、新井(1975)131-133頁。

54 黒澤(1982)54-55頁。

55 新井(1975)42頁。

56 山下(1964)115頁。

57 山下(1964)114-115頁。

58 阪本(1984)160頁。

59 稲垣(1976)14頁。

しての維持拘束性を重視するために、企業の社会的給付機能を継続するための基金の直接的増減取引が資本取引であり、必ずしも株主の出資または減資取引に限定されず、給付機能継続の基金とすべき意図に基づく資金提供も維持拘束されるべき資本取引」となる⁶⁰。一方、会社法（商法）では、「企業とくに株式会社の有限責任制に視点をおき、債権者に対する株主の責任限度額としての維持拘束性を重視するため、商法における資本取引は…株主の出資や減資取引等に限定される。⁶¹」

⑤の見解では、誰に帰属するかによって資本と利益を区分する。例えば、江村（1969）によれば、「株式資本金は、株主による出資をつうじて株主に帰属するし、配当可能な金額としての『利益』、すなわち未処分利益剰余金や、株主に対して分配することができるので、株主に帰属する。⁶²」これに対し、「処分済利益剰余金、および一切の資本剰余金は、株主に配当できないので、企業それ自体に帰属する⁶³」とする。

最後に、⑥の見解は、企業体説を前提とする。企業体説とは、企業体をすべての利害関係者集団の利害の競合する場所とみなす。したがって、株主・債権者・取引先・従業員・国家・企業体などの様々な利害関係者集団からの企業体への投資を資本取引と考える。よって、株主からの出資だけでなく、国庫や利用者などからの資本援助（出資）や、資産再評価に伴ういわゆる資本修正も、資本取引とみなす⁶⁴。一方、損益取引とは、「収益を増加しまたは収益に課せられる（すなわち収益から控除される）取引⁶⁵」をいう。ただし、給料や減価償却費だけではなく、株主配当や税金などの企業体の利害関係者集団に対する「価値配分」のすべてを含んだものを費用とする。そして、その費用が「企業体が生産し実現した給付価値、すなわち収益に対比されて、その結果、差額として

60 江村(1974)21頁。

61 江村(1974)21頁。

62 江村(1969)11頁。

63 江村(1959)40頁。

64 高松(1969)130-132頁。

65 高松(1969)112頁。

利潤が計算される。⁶⁶」

海外の概念フレームワークでは、所有者との取引以外の持分の変動を、包括利益あるいは収益から費用を引いた金額としての損益と定義している⁶⁷ことから、資本取引は所有者との取引であるといえる。そして、それ以外の持分の変動が損益取引になると考えられる。一方で、日本の制度上は、損益取引は純利益を生む取引であり、資本取引とは損益取引に該当しない純資産の変動取引であるといえる。

このように、資本取引・損益取引の定義には様々なものがあるが、資本取引と損益取引は、ともに持分の変動を生じさせる取引である。したがって、資本取引と損益取引は、資産や負債を増減させる取引とは区分される。通常、負債・持分の区分では、資産や負債を増減させる取引と資本取引との区分が問題となるが、繰延収益⁶⁸および繰延資産のように、資産や負債を増減させる取引と損益取引との区分が検討課題になることもある。ただし、資産や負債を増減させる取引と損益取引との区分は、負債・持分の区分と、資本取引・損益取引の区分を検討する中で解決される問題であると考えられる。

資本取引と損益取引の定義の組み合わせ方には、損益取引を定義してそれ以外の持分の変動取引を資本取引とする方法と、資本取引を定義してそれ以外の持分の変動取引を損益取引とする方法に大別される。

これまで、日本では、損益計算を重視する考え方のもとで、損益取引を損益を生む取引と解し、資本取引を損益取引以外の持分の変動とするアプローチが、制度上も取られてきた⁶⁹。

しかし、損益を生む取引を損益取引とすると、損益を定義しなければならない。損益とその構成要素としての収益・費用を積極的に定義するならば、利益計算のために収益・費用のみを定義すればよく、それ以外の項目は特に必要ない。こうした考え方は収益費用アプローチと呼ばれているが、これは収益を成

66 高松(1969)204頁。

67 FASB(1985)par.70、IASB(2010)par.4.24。

68 繰延収益については一時期、繰延資産の裏返しとして商法で包括規定の設置を検討されたこともあったが、結局繰延収益に関する包括規定の設定は見送られた。

69 万代(2007)18-19頁。

果とみなし、費用を成果を生むための努力とみなすものである。しかし、何が成果で何が努力かを厳密に示すことは難しい。よって、定義を行うという側面からは、収益費用アプローチには難点があるといえよう。

よって、持分変動を引き起こす要因を資本取引と損益取引に区分する方法としては、資本取引を定義し、それに該当しない持分変動を損益取引とするアプローチのほうが理にかなっている。海外の概念フレームワークでは、所有者との取引以外の持分の変動を、包括利益あるいは損益としており、資本取引を定義してそれ以外の持分の変動を損益取引とするアプローチが採られている。しかし日本では、制度上、上述したように、損益取引を定義してそれ以外の持分の変動取引を資本取引とするアプローチを採る。

IV. おわりに

以上、負債と持分の区分と資本取引と損益取引の区分の現状と、それらの区分の方法について整理し、考察を行った。

負債と持分の区分については、負債と持分の定義の組み合わせ方により、様々な区分の考え方が存在することが明らかとなった。そして、資本取引と損益取引の区分についても、両者の定義の在り方により、2通りの考え方があることが明らかとなった。

このような定義の組み合わせを論じる際には、そうした定義やその組み合わせの上位概念、つまり会計目的や会計主体などを明らかにする必要がある。また、負債や持分、あるいは資本取引や損益取引は、それぞれが密接に関連を持って定義されなければならない。

しかし、当該問題を解決するのは、会計目的や会計主体を定め、負債や持分、資本取引や損益取引の定義や、その組み合わせ方を明らかにするだけでは不十分であり、これらの定義の適用方法についても明らかにする必要がある。それには、具体的にどのような項目でこれらの区分が問題になり、どのように当該問題に対処しているか、そして、現在何が具体的に問題となっているのか

を明らかにする必要がある。これらの問題を整理することで、負債と持分の区分、そして資本取引と損益取引の区分の会計問題全体を解決する手掛かりが見えてくるのであろう。

【参考文献】

- 新井清光 (1965) 『資本金論』中央経済社。
新井清光 (1975) 『財務会計論』中央経済社。
稲垣富士男 (1976) 「会計上の資本と利益を考える」『会計人コース』第11巻第5号、12-23頁。
江村稔 (1969) 「資本と利益の区別について」『会計人コース』第4巻第1号、10-16頁。
企業会計基準委員会 (2006) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
黒澤清 (1982) 『解説企業会計原則』中央経済社。
阪本安一 (1984) 『全訂財務諸表論』税務経理協会。
鳶村剛雄 (1974) 『会計原則コンメンタール (増補改訂版)』中央経済社。
渋谷恭次郎、武田安弘 (1971) 『現代資本金論』中央経済社。
佐藤信彦 (2003) 「少数株主持分の性格」『企業会計』第55号第7号、48-54頁。
高松和男 (1969) 『持分会計論』森山書店。
徳賀芳弘 (2007) 「『討議資料』の特徴と論点」齊藤静樹編著『詳解 討議資料 財務会計の概念フレームワーク (第2版)』中央経済社、193-210頁。
中村忠 (1969) 『資本金論』白桃書房。
番場喜一郎 (1968) 「持分会計の基本理論」『近代会計学体系Ⅲ 持分会計論』中央経済社、3-93頁。
万代勝信 (2007) 「資本・利益の区分をめぐる歴史的動向と理論」『企業会計』第59巻第2号、18-24頁。
山下勝治 (1964) 『新版企業会計原則の理論』森山書店。
APB (1970) *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of the Accounting Principles Board No.4, American Institute of Certified Public Accountants. (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会企業会計原則』同文館出版、1973年)。
AAA (1948) “Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements ; 1948 Revision,” *The Accounting Review*, Vol.23, No.4, pp.339-344. (中島省吾訳編『増訂AAA会計原則』中央経済社、1972年)。
American Institute of Accountants Committee of Terminology (1953) *Review and Resume, Accounting Terminology Bulletin No.1*, American Institute of Accountants. (渡邊進・上村久雄訳『アメリカ公認会計士協会会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所、1959年)。
Anthony, R.N (1984) *Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin. (佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房、1989年)。
Australian Accounting Research Foundation (AARF) (1992) *Definition and Recognition of*

- the Elements of Financial Statements*, Statement of Accounting Concepts No.4, AARF.
- Clark, M.W. (1993) "Entity Theory, Modern Capital Structure Theory, and the Distinction between Debt and Equity," *Accounting Horizons*, Vol.7, No.3, pp.14-31.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1976) *an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement*, Discussion Memorandum, FASB. (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1978) *objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No.1, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社、2002年)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1985) *Element of Financial Statements*, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社、2002年)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1990) *an analysis of issues related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Discussion Memorandum, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (2000) *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, Exposure Draft, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (2007) *Liabilities and Equity - Measurement of Direct Ownership Instruments under the Ownership-Settlement Approach and Preferred Approach*, Minutes of the May 8, 2007 Board Meeting, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (2009) *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, Minutes of the March 16, 2009, Board Meeting, FASB.
- Hatfield, H.R. (1908) *Modern Accounting : Its Principles and Some of Its Problems*, D.Appleton and Company. (海老原竹之助訳『最近会計学』博文館、1912年; 松尾憲橋訳『近代会計学』雄松堂書店、1971年)
- International Accounting Standards Board (IASB) (2010) *Financial Instruments with Characteristics of Equity : Cover memo, Agenda paper 5*, January 18, 2010, IASB.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2015) *Conceptual Framework for Financial Reporting*, Exposure Draft, IASB. (『財務報告に関する概念フレームワーク』IFRS財団、2015年)
- Iser, D. (2009) *The Accounting Treatment of perivatives on a Reporting Entity's Own Shares – Adding the New category "Equity perivatives"* Nomos.
- Kerr, J. St. G.1 (1984) *The Definition and Recognition of Liabilities*, Accounting Theory Monograph No.4, AARF. (徳賀芳弘訳『負債の定義と認識』九州大学出版会、1989年)
- Kimmel, P. and T.D. Warfield (1993) "Variation in Attributes of Redeemable Preferred Stock : Implications for Accounting Standards," *Accounting Horizons*, Vol.7, No.2, pp.30-40.
- Ohlson, J. A. and S.H. Penman (2005) *Debt vs. Equity : Accounting for Claims Contingent on Firms' Common Stock Performance – with Particular Attention to Employee Compensation Options*, White Paper No.1, Center for Excellence in Accounting and Security Analysis, Columbia University.

- Pro-active Accounting Activities in Europe (PAAinE) (2008) *Distinguishing between Liabilities and Equity*, Discussion Paper, PAAinE.
- Seidman, N.B. (1956) "The Determination of Stockholder Income," *The Accounting Review*, Vol.31, No.1, pp.64-70.
- Sprague, C.E. (1908) *The Philosophy of Accounts*, The Ronald Press Company (reissued by Scholars Books Co., 1972)
- Vatter, W. (1947) *The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports*, University of Chicago Press. (飯岡透・中原章吉訳『バッター資金会計論』同文館出版、1971年)